

この仕様書は、貝塚市立斎場における火葬残骨灰及び集塵灰(以下、「残骨灰」という。)の処理業務について、必要な事項を定める。

1. 業務内容

貝塚市立斎場の供養塔等に納められた残骨灰を、墓地・埋葬に関する法律に鑑み摘正に処理し、人灰及び動物灰それぞれの最終埋蔵地に運搬、埋蔵、供養するものとする。

(令和6年度処理実績…人灰 2,773 kg、動物灰 236 kg)

2. 業務場所

貝塚市橋本地内

3. 計画書の提出

事前に次の各号に掲げる事項について、貝塚市立斎場火葬残骨灰処理業務計画書を作成し、斎場管理者の承諾を受けなければならない。

- (1) 残骨灰の搬出日(6回/年)、搬出場所、作業責任者
- (2) 残骨灰の中間処理方法及び実施予定期間
- (3) 残骨灰の埋蔵予定日及び場所
- (4) 残骨灰の供養予定日及び場所

4. 遵守事項

委託業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 残骨灰(副葬品を除く)は最終埋蔵地へすべて納骨すること。別途誓約書を提出すること。
- (2) 残骨灰の処理は、市民感情及び環境に配慮した適正な処理をすること。
- (3) 残骨灰の取り扱いは、丁重を旨とし、不敬にわたることのないようにすること。
- (4) 残骨灰を運搬するにあたっては、運搬中に飛散することのないよう十分留意すること。
- (5) 残骨灰の中間処理は、乾式処理工程とすること。
- (6) 残骨灰、集塵灰を混合することなく適切な処理をすること。
- (7) 中間処理において、重金属類(銅、鉛等)、集塵灰等の有害物質については、その処理に細心の注意を払い、高熱熔融処理等を施し無害化を図ること。
- (8) 火葬業務の運営に支障をきたさないようにすること。
- (9) 作業が完了したときは、清掃し整理整頓すること。
- (10) その他、市の指示に従うこと。

5. 報告書の提出

委託業務完了毎に、次の各号に掲げる事項について、貝塚市立斎場火葬残骨灰処理業務実施報告書を作成し、遅延なく担当者に提出しなければならない。

- (1) 供養塔等からの搬出、運搬における状況写真
- (2) 乾式中間処理工程の状況写真
- (3) 中間処理で生じた廃棄物及び集塵灰の処理について確認できる書類
- (4) 残骨灰の最終埋蔵地の証明書及び状況写真
- (5) 残骨灰の供養の状況写真
- (6) その他、市が必要とする書類

6. その他

- (1) 最終埋蔵地、供養の状況、業者名等を掲載したポスター(A2サイズ)を2枚作成すること。(斎場に掲示)
- (2) 最終の搬出は令和8年4月21日以降とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。